

事務事業名	太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム設置補助事業	整理番号	34201-010
所管	環境経済部環境課環境政策スタッフ		

●事務事業の位置付け

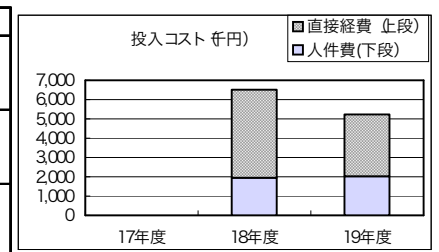
期間	平成18年度～平成年度	根拠法令・要綱等	太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム設置事業補助金交付要綱
基本計画における位置付け	基本政策 政策	3-4 資源循環型社会の構築 3-4-2 省資源・省エネルギーの促進	関連政策

●事務事業の内容

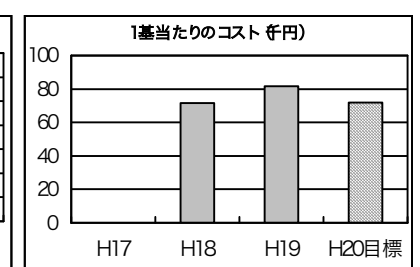
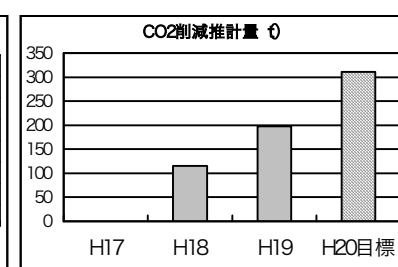
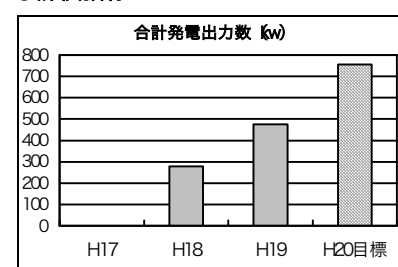
目的 (何のために)	住宅用太陽光発電システム又は住宅用太陽熱高度利用システムの設置者へ補助金を交付することにより、環境への負荷が少ないクリーンエネルギーの地域における導入を積極的に奨励し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。
対象 (誰・何を)	市内に自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム又は高度熱利用システムを設置する市民
手段 (どのようなやり方で)	住宅用太陽光発電システム又は太陽熱高度利用システムを設置する市民の申請に基づき、それぞれ1件当たり5万円の補助金を交付する。
成果 (どのような状態にしたいか)	太陽光発電・太陽熱高度利用システムの普及により地域から地球温暖化対策に貢献できるとともに市民の意識の向上が図られる。
事務事業の背景・住民の意向	温室効果ガスの排出等が問題化しているなかで地域レベルでの取組みも必要不可欠となってきた。太陽光発電・高度熱利用システムは、市民が取り組むことができる地球温暖化対策として有効である。
見直し改善の経過	

●事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績
平成17年度	
平成18年度	設置補助件数91基
平成19年度	設置補助件数64基



●評価指標



●事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)	コメント		
観点別評価	必要性	★★★★	補助件数は前年比△27基であったが、地球温暖化防止意識や原油高による太陽光発電システム設置への関心は高く、コストダウンによっては今後も整備は進む見込みである。平成20年度からは高効率給湯器についても補助対象に加え環境負荷軽減を図っており、今後も補助制度の周知を進めていく。
	有効性	★★★★	
	効率性	★★★★	
一次評価	A	★★★★★	今後の方向性 継続
二次評価(行政評価委員会の評価)	コメント		今後の方向性
二次評価	B	☆☆☆	事業効果を検証するとともに、補助制度の周知を図ること。 継続

●改革プラン

平成20年度からの対応	補助制度の周知を図るとともに意識の啓発を推進する。
平成21年度以降の対応	補助制度の周知を図るとともに意識の啓発を推進する。
改革により予想される成果	クリーンエネルギーの導入が進み、温暖化防止に寄与できるとともに、市民の環境に対する意識の向上が図られる。